

倉敷市水道局入札契約制度改正

令和7年3月31日

倉敷市水道局の入札契約制度について、次のとおり改正します。

1 受注制限の緩和について

(1) 改正内容

建設工事における受注制限について、次のとおり改正します。

【現 行】

予定価格1億5千万円以上の工事においては、同一年度内に倉敷市水道局が発注する予定価格1億5千万円以上の工事を3件以上落札していないこと。

【改正後】

予定価格2億円以上の工事においては、同一年度内に倉敷市水道局が発注する予定価格2億円以上の工事を3件以上落札していないこと。

(2) 施行年月日

令和7年4月1日以降の入札公告分から

2 現場代理人の兼任要件の緩和について

(1) 改正内容

現場代理人の兼任要件について、次のとおり改正します。

【現 行】

現場代理人は、他の工事の技術者等（主任技術者、監理技術者、配水管技能者及び水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会修了者）を兼任することはできません。

【改正後】

次の全ての要件を満たしている場合、現場代理人は他の工事の現場代理人又は技術者等（非専任工事の技術者等に限る。）を兼任することができます。

ア 公共工事であること。

イ 兼任することとなる工事（工事場所が倉敷市内であること。ただし、倉敷市水

道局が発注する工事は倉敷市外でも可とする。)の件数が3件以内であること。

ウ 兼任することとなる工事の当初請負金額(建築一式工事の場合は当初請負金額の2分の1)の合計が4,000万円未満であること。

エ 発注者との連絡体制が確保されていること。

オ 兼任する工事現場のいずれかに必ず常駐していること。

カ 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の運営及び取締りに支障を生じさせないこと。

※一人の技術者が同一現場の現場代理人と技術者等を兼ねている場合も、上記条件を満たせば兼任が可能です。

(2) 施行年月日

令和7年4月1日から

3 電子保証の導入について

(1) 改正内容

水道総務課が入札を行っている建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の契約において、西日本建設業保証株式会社等の保証事業会社が行う保証に限り、契約保証証書及び前払金保証証書について、日本電子認証株式会社が提供する発注者用保証確認サービス(D-sure)を水道総務課で閲覧することにより保証内容を確認することで、書面の提出を不要とします。(電子保証を利用せず、従前のように書面により提出することも可能です。)

※金融機関による契約保証、履行保証保険及び公共工事履行保証は対象外です。

(2) 施行年月日

令和7年4月1日以降に契約を締結する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等

(3) 手続の手順

ア 保証事業会社との手続きにより電子保証で保証契約を締結し、「認証キー等のお知らせ」(保証契約番号、認証キーが記載されたPDFファイル)を取得する。

※電子保証での保証契約の手続きの詳細については保証事業会社に問合せください。

イ 「認証キー等のお知らせ」(PDFファイル)を水道総務課にメールで送信する又は「認証キー等のお知らせ」を印刷したものを水道総務課に提出する。

ウ （メールで送信した場合のみ）水道総務課に電話で連絡する。

※前払金の支払遅延等の防止のため、メール送信後の電話連絡へのご協力をお願いいたします。